

# みんなで築くふるさと遠野指針



(平成19年2月 第32回市民の舞台遠野物語ファンタジー「いのち輝く花いちりん」公演)

平成19年2月  
遠 野 市

## はじめに

### 【遠野市の総合計画の中で】

平成 18 年 9 月、本市が目指す将来像や具体的な施策を明らかにした「遠野市総合計画（基本構想・前期基本計画）」を策定しました。計画の策定にあたっては、「市民と協働の計画づくり」をキーワードに、多くの市民の皆様の参画が図られています。

市民と行政が共に地域経営に取り組むとともに、先人が残した遠野らしさを生かし、後世に誇れるまちづくりを目指しております。

### 将来像：永遠の日本のふるさと遠野

「永遠の日本のふるさと遠野」は、自然と共生しながら、人々が健やかに輝き、活力にあふれ、ふるさとの文化を育み、市民一人ひとりの郷土への誇りと愛着と熱意によって、みんなで築くふるさと遠野です。

### 【市民が決めて、市民が責任を持つ】

近年において、価値観の変化や情報化の進展により、市民は多様な欲求を持っています。これからのまちづくりを進めるにあたっては、市民の参画により計画を決定し、実施や結果の責任についても市民と一緒に負うという社会の実現が必要です。そのためには、個人はもちろんのこと、地域、組織の知恵や力を持ち寄って地域課題に取り組んでいくことが重要であると考えます。

この指針は、「市民と行政の協働」の取り組みのあり方や方向性についてまとめたものであり、市民一人ひとりがまちづくりの主役となり、真の豊かさを実感できる地域社会の実現を目指そうとするものです。

# I なぜ『指針』をつくるの？

## 1 これまでのまちづくり

遠野市は、昭和46年から市民センターの基本理念に基づいて、各町に地区センターを整備し、市全体はもとよりそれぞれの地域で「まちづくり」に取り組んできました。

### 市民センターの基本理念

- ・ 市民が、健康で安心して人間性豊かな生活を営める体制をつくること。
- ・ 市民の、生活・文化の向上と福祉の増進を図ること。
- ・ 市民の、自主的・連帯的地域活動を助長すること。
- ・ 市民の、開かれた交流の促進と社会参加により地域づくりを進めること。

この考えをもとにして、市民と行政が一体となり、先人が守り育ててきた自然、文化、伝統を大切にしながら他市に先駆けたまちづくりを進めてきました。

このような行動は、遠野市が独自に創り出してきた『市民と行政の協働<sup>きょうどう</sup>のかたち』と言えるものです。

このことを『遠野スタイル』と表現しています。

## 2 これからのまちづくり

いまの社会の様子は、これまでとは違う状況が見られます。

- 地方分権の進展
- 少子高齢社会の到来

これらに代表される社会の変化に対応するためには、これまでと違う『遠野スタイル』が必要です。新しい「市民と行政の協働のかたち」をどのようにすればいいのでしょうか。市民主体の視点に立ち、地域の特性を活かした自主的なまちづくりを進めるため、効率的な行財政運営により「みんなで築くふるさと遠野」を実現しようとするものです。

## Ⅱ 『協働』ってなに？

### 1 協働とは

辞書では、「同じ目的のために協力して働くこと」、「住民と行政が協力して公共的な問題に取り組むこと」と説明されています。

この指針では、次のように定めます。

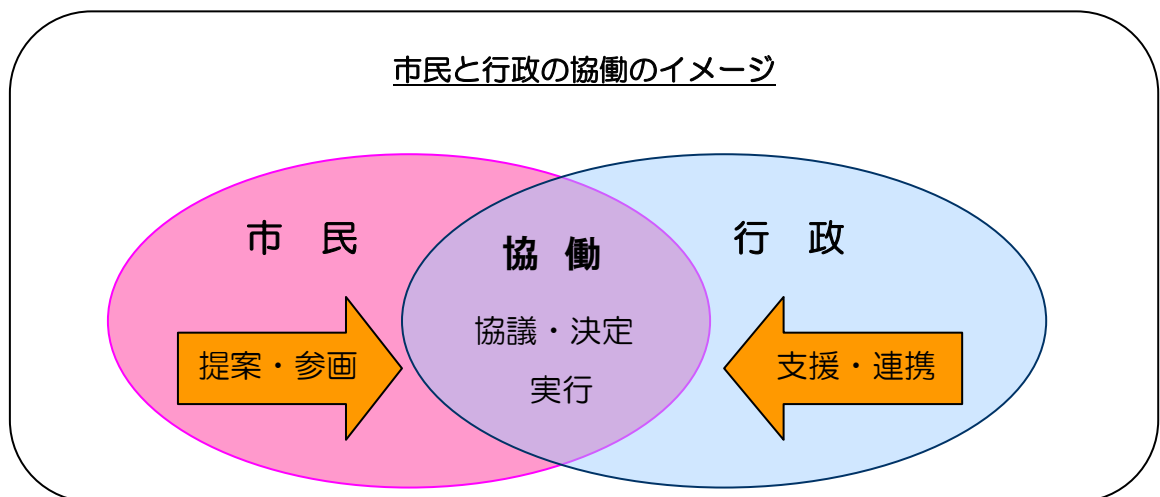
【誰が】 市民、行政、団体、企業等が

【何を】 地域の課題や公共的な課題を

【どのように】 自主性を持つ対等な立場で、知恵を出し合って決めて、力を合わせて取り組む。

#### 協働の指標

- ① まちづくりは、市民と行政が協議・決定し実行する。
- ② 市民と行政が地域の課題を共有し、それぞれの能力を活かし、補い合いながら取り組む。



## 2 『地方分権』って何のこと

### 【これまで】

国の一律の基準や要件に従って県や市町村は、均一で平等なサービスの提供と補助事業や地域づくりを行ってきました。

### 【地方分権の考え方】

地方分権推進法が制定されましたが、その内容とは

#### (1) 自己決定と自己責任の原則

県や市町村が地域社会において、総合的に政策を企画立案し、その政策を実施していく責任を担うことになりました。

#### (2) 国と地方の関係の転換

これまで、国・都道府県・市町村の間には上下の関係をつくる仕組みがありました。これを対等の関係、協力する関係にするものです。

#### (3) 個性的で活力ある地域をつくる

個性的ということは、他の地域と違って許容される。すなわち、それぞれの地域でサービスや暮らし方が違って構わないということです。

個性的な独自のまちづくりを行う場合には、市民と行政が話し合いにより地域課題を解決していくことが必要であると考えます。

### Ⅲ 地域づくりの現状

#### 1 協働で取り組んでいる主なもの

- (1) 市民の舞台「遠野物語ファンタジー」
- (2) 市内一斉河川清掃
- (3) 花いっぱい運動
- (4) 国際交流
- (5) 産業まつり
- (6) 総合計画策定への参画
- (7) 地域づくり推進事業



#### 2 古くから培われている協働のかたち

- (1) 農作業の結い
- (2) 農業用水路の清掃
- (3) 茅葺き屋根の葺き替え
- (4) 冠婚葬祭における相互扶助

### 3 これから広げたい協働(主なもの)

市政懇談会や市長と語ろう会などで、多くの地域課題が出されております。これらの中には、市民と行政が互いに知恵を出し合い、役割を分担することで速やかに取り組みできることも多いと考えます。

例えば

- (1) 市道や水路の簡易な維持補修
- (2) 身近な里山の森林づくり
- (3) 生活に密着した公園・広場づくり
- (4) 地域の資源を活かした特産品の開発
- (5) 身近な環境の浄化活動
- (6) 地域の防災力を高める活動
- (7) 地域で子どもを見守る活動
- (8) 豊かな自然や潤いのある景観の保全活動
- (9) 地域の高齢者をサポートする活動
- (10) 妊産婦をサポートする活動
- (11) 多様な生涯学習活動
- (12) 世代間の絆を深める交流活動
- (13) 市民が主体的に取り組むまつり等  
例：さくらまつりと遠野南部氏入部行列
- (14) 農業活性化を推進する組織「AST」  
など



## IV 協働による地域づくりの4つのきまり

協働事業を進めるにあたっては、市民活動及び市民団体と行政がお互いの特性を理解し合い良好な協働関係を築くことが大切であると考えます。

そのため、4つのきまりを次のように定めます。

### 1 自主性・自立性の尊重

あくまでも自主的・主体的に活動し、自ら決定し、自ら責任を負うこと、また、誰にも強制されるものではないこと。

### 2 公益的課題の解決

広く不特定多数を対象に、公共的な利益をもたらす共通課題の解決を行うこと。

### 3 対等・相互理解

お互いを尊重しながら、役割分担を理解・確認し、対等な立場で協力し、補い合うこと。

### 4 情報の公開

取組の内容をすべての市民が知ることができるよう公開すること。





## V 協働による地域づくりの進め方

協働による地域づくりを進めるための市民の関わり方を次のように定めます。

### 1 問題把握から企画段階における協働

新しい事業は、市民の目線や自由な発想を活かしていくことが重要と考えます。問題の把握や企画立案の段階から市民参画ができる仕組みを構築します。

### 2 事業実施における協働

地域課題の解決のために市民が主体的に取り組む事業、並びに協働により実施することが効果的、あるいは効率的であると考えられる事業については、それぞれの役割を確認して取り組みます。

### 3 公共施設の維持管理

市民が共同で利用する施設の維持管理は、これまで消防コミュニティセンター等を自治会などが担ってきておりますが、これからも協働による管理を推進します。

### 4 協働による地域づくりの推進体制

協働による地域づくりをより効果的に進めるためには、行政の体制づくりや市民と行政のパイプ役、市民の組織、リーダーの育成が重要な要素であると考えます。それぞれの組織の役割のあり方について方向性を示します。

#### (1) 市民の参画機会の拡大

- ① 各種審議会等の公募枠の拡大
- ② 男女共同参画社会に相応しい委員構成
- ③ 地域計画の策定

#### (2) 各種団体への活動支援

- ① 地域づくり連絡協議会等の充実支援

- ② ハード事業を含めた地域づくり推進事業の充実
- ③ 自治集会所等の整備支援
- ④ 協働による地域計画の策定支援
- ⑤ 地域づくり推進団体のリーダー育成支援

### **(3) 行政の取り組み**

- ① 地域づくり連絡協議会への運営費支援
- ② 公共施設の維持管理委託の推進
- ③ 協働事業の提案
- ④ 職員の協働意識の高揚

## **5 協働事業を進める新たな仕組み**

これからの協働事業を進めるにあたっては、市民センターの統括機能を充実させるとともに、各地区センターを地域のサポートセンターとして位置付け、市民と行政が一体となり、計画から事業実施、評価という一連の手順を進行管理する組織を設置します。

### **(1) 全市的な協働事業の推進**

「ふるさとづくり市民会議」(仮称)を設置し、協働事業を幅広く推進します。市民会議の委員は、各町の地域づくり連絡協議会、各種団体・企業の代表者、公募委員、市の部長等により構成します。

行政サービスのあらゆる分野の協働事業について計画、審議、調整を行い、多様な市民のニーズに対応する組織として位置付けるものです。

#### **【手 順】**

##### **① 提案受付**

市民、団体、企業、行政等からの提案受付(窓口担当課)。

##### **② 事前調整**

提案者、窓口担当課、関係する担当課による事前調整を行う。

##### **③ 事業計画案の作成**

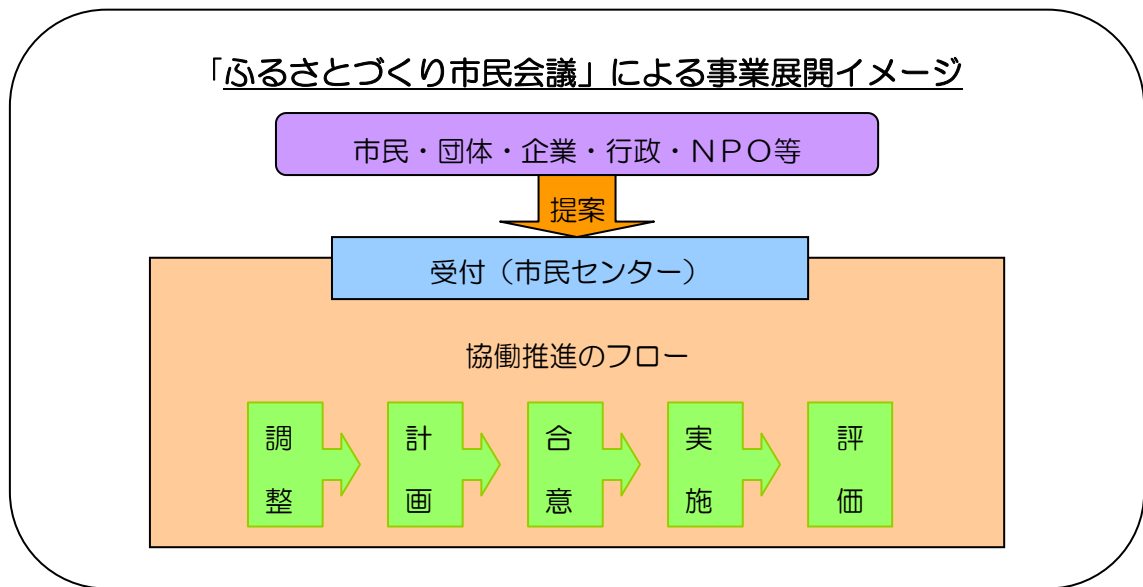
事業実施主体、担当課、公募委員により事業計画を作成し、役割分担、実施計画、予算措置などについて原案を決定する。

#### ④ 合意形成

全市的事业であることから、地域づくり連絡協議会連合会等において合意形成を図る。

#### ⑤ 事業実施

#### ⑥ 事業評価



### (2) 地域単位での協働事業の推進

各地域においては、「地域づくり連絡協議会」の機能を高め、その中に「ふるさとづくり地域会議」（仮称）を起こし、地域における協働事業を推進します。委員は、自治会、各種団体、企業等の代表及び公募の委員、市の課長等、地区センター所長により構成します。

地域の意思決定や事業を創造する過程における住民の実質的な参加・参画を促がすための専門部会として位置付けるものです。

#### 【手 順】

前述した全市的な協働事業に準じますが、地域の将来像を見据えた地域計画により、市民が自主的・主体的に取り組める協働事業を推進します。

各方面から広く提案できるように、地区センターの機能を強化し、地域づくり連絡協議会や自治会、各種団体等とさらに連携を図る仕組みを構築します。

## VI 協働を進めるための役割について

これからの協働事業を進めるにあたっては、前に示した4つのきまりを踏まえ、それぞれの活動主体の役割についても確認しておく必要があります。

その役割の基本的な考え方を示します。

### 1 市民の役割

- (1) 協働の考え方を共有するとともに、協働の行動を起こす。
- (2) まちづくりの主役であることの自覚を持ち、自治会活動や市民活動に取り組む。
- (3) 地域活動へ積極的に参画し、より良い地域にするため、まちづくりの知恵を出し合う。

### 2 行政の役割

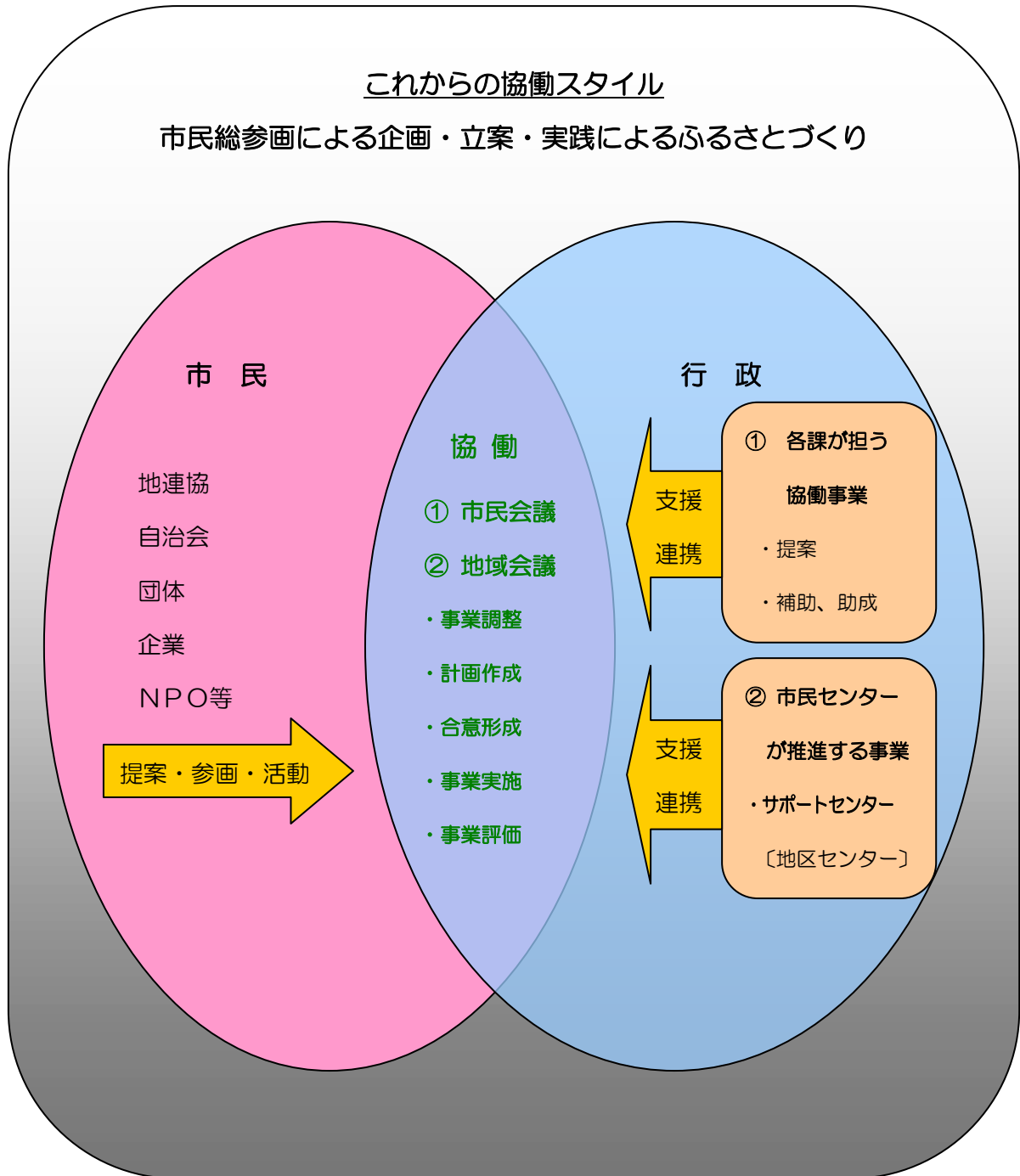
- (1) 市民が自主的・主体的に行う住民自治活動を尊重し支援する。
- (2) 協働事業の取り組みを推進する体制を整える。
- (3) 職員の意識向上を図り、協働事業への参画を促進する。
- (4) 事業促進のための支援（補助、助成）制度の充実を図る。
- (5) 情報の共有化やネットワーク化のための環境整備を図る。
- (6) 情報公開と効率的な行政運営を推進する。
- (7) 具体的な協働手法の開発及び制度化を図る。
- (8) 幅広い啓蒙活動を行う。

### 3 団体の役割

- (1) 市民や団体との相互の連携を図り、地域課題への協働意識を高める。
- (2) 伝統文化を継承し、地域活動を促進する。
- (3) 女性や若年層の参加を促し、世代間交流と人材育成に努める。
- (4) 基礎的団体としての意識を高め、地域における活動分野を広げる。
- (5) 共通する地域課題へ柔軟に対応する体制を整備する。

#### 4 企業の役割

- (1) 機動性や専門性、柔軟性を発揮し、地域課題への取り組みを行う。
- (2) 地域社会の一員であることの自覚を持ち、他の団体等と連携し社会貢献活動を行う。



協働事業として取り組むことで、効果が期待される事業について紹介します。

分 野	事 業 名
景観 環境保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 遠野遺産認定制度</li> <li>・ 景観計画策定事業</li> <li>・ 里山美林推進</li> <li>・ 環境フォーラム開催事業</li> <li>・ 環境基本計画の推進</li> <li>・ 公衆衛生組合連合会運営事業</li> </ul>
文化 芸術 スポーツ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 遠野物語ファンタジー</li> <li>・ 市民芸術祭</li> <li>・ 郷土芸能伝承活動</li> <li>・ ほのぼのマラソン</li> <li>・ 市内一周継走大会</li> <li>・ 総合型スポーツクラブ</li> </ul>
まちづくり 各種交流 観光	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都市間交流事業</li> <li>・ 国際交流事業</li> <li>・ 定住促進事業</li> <li>・ 観光施設管理</li> </ul>
市民生活	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自主防災組織結成促進事業</li> <li>・ 災害時要援護者支援対策事業</li> <li>・ 市道、水路維持補修</li> <li>・ 除雪・防雪ネット設置</li> <li>・ 交通安全・防犯活動</li> <li>・ 住宅用火災報知器設置推進事業</li> <li>・ 応急手当の普及事業</li> </ul>
保健 福祉	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 健康づくり対策事業</li> <li>・ 元気・楽しく推進事業</li> <li>・ 妊産婦サポート事業</li> <li>・ 子育て声かけ結い事業</li> <li>・ 認知症サポーター事業</li> <li>・ 障害者支援事業</li> </ul>
学校教育 社会教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食育活動</li> <li>・ 学校見守り隊</li> <li>・ 生涯学習講座</li> <li>・ 遠野子どもまつり</li> <li>・ 成人式</li> </ul>
イベント	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ とおのまつり</li> <li>・ 産業まつり</li> <li>・ 躍進みやもりまつり</li> <li>・ 稲荷穴まつり</li> <li>・ 柏木平リバーサイドまつり</li> <li>・ まぬけ節全国フェスティバル</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 納税奨励事業</li> </ul>